

令和2年度島田 ICT コンソーシアム ICT 利活用促進モデル事業 Q & A

質 問	回 答
<p>総事業費が 2,000 千円を超える事業は応募可能か</p>	<p>応募可能です。次のどちらかで対応し応募になります。</p> <p>①総事業として 2,000 千円を超えるが、上限額の 2,000 千円の委託費で実施する。</p> <p>②事業を切り分けて、2,000 千円以内の事業として応募する。</p>
<p>成果を公表しないことは可能か</p>	<p>成果を公表することが応募要件となります。</p> <p>本事業は、先行的な取組の成果をフィードバックすることで、様々な産業における ICT の利活用を促進させることを目的としています。</p>
<p>プレゼンテーション審査会はどのような形式で実施するのか</p>	<p>パワーポイント等を用いて、5～10 分の事業説明の後、審査委員からの質疑応答を 5～10 分程度行います。</p> <p>日程については、決まり次第ホームページを更新します。</p> <p>実施時間については、応募事業数により調整しますので、募集締め切り後に詳細をお伝えします。</p>
<p>昨年度までに採択された事業と同じ事業を応募することは可能か</p>	<p>課題解決に向けた先行的なモデル事業を要件としています。</p> <p>昨年度までに採択された事業と同じ事業では要件と合致しないため応募できません。ただし、使用する機器は同じだが、使用目的や使用方法、使用業種が異なるなどにより先行的な事業となっていれば応募は可能です。</p>
<p>事業を実施するうえで必要とする機器の購入費用は経費として認められるか</p>	<p>設備備品費については、製作またはリース・レンタルに係る費用を経費として認めています。</p> <p>詳細については別添 1「委託費（直接経費）の範囲」、別添 2「直接経費として認められない経費」を参照ください。</p>